

令和3年度役員等報酬基準について

(令和3年4月～令和4年3月)

※ 役員等報酬基準

役員（理事・監事）及び評議員に対して報酬等は、定款規程により、支給しないことになっております。又今期においても支給しておりません。

令和4年5月20日

千葉県東金市極楽寺163番1

社会福祉法人 福福会

業務執行理事 市川 浩

(揭示責任者)